




平成30年3月27日

那珂市長 海野 徹 様

那珂市公共下水道事業審議会
会長 勝 山 文 久 

那珂市公共下水道事業について（答申）

平成29年11月10日付け諮問第3号により諮問があったこのことについて、下記のとおり答申いたします。

記

1 那珂市公共下水道事業未計画地区を含めた今後の整備の方向性について

(1) 第1次整備優先地区第Ⅱ期整備区域について

現時点においては、新たに事業区域面積を拡大せずに、事業期間の延長等の変更を行い、速やかな概成に向けて引き続き整備を行うことが適当と思われる。

(2) 未計画地区について

未計画地区の汚水処理は、汲み取り槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を速やかに進めることが必要である。そのうえで、未計画地区内で公共下水道の整備を行う際には、区域をさらに細分化し、整備後も安定して汚水処理を行うことができる経営が可能かどうか十分な予測を行ったうえで、区域ごとに判断することが適当と思われる。

2 理 由

(1) 第1次整備優先地区第Ⅱ期整備区域について

平成25年度に事業計画を策定した第1次整備優先地区第Ⅱ期整備区域(327.1ha、平成26～30年度)を含めた事業区域面積(1710.6ha)¹に対する平成28年度末の整備済み面積(1315.0ha)の比率である整備率は76.9%に留まっている²。

また、東日本大震災の復旧工事によりおおむね5年程度の整備遅延が生じており、現事業区域内の整備概成には、今後10年程度を要する状況である。

このため、現時点においては、新たに事業区域面積を拡大せずに、事業期間の延長等の変更を行い、速やかな概成に向けて引き続き整備を行うことが適当と思われる。

(2) 未計画地区について

現在の全体計画に基づき、未計画地区の約4,700世帯について、公共下水道を整備するとした場合に想定される管渠延長は116.2キロであり、過去の単価をもとに仮試算した場合の事業費は約134.2億円と想定される。

また、今回の未計画地区の生活排水に関するアンケートの結果により、同地区の約68%の世帯がすでに合併処理浄化槽を使用しており、汲み取り槽または単独処理浄化槽を使用している世帯は約25%であると考えられる。同アンケートからは、今後の汚水処理の方向性について、合併処理浄化槽の維持管理経費を軽減する施策よりも、時間がかかっても公共下水道そのものを求める意見や、合併処理浄化槽の処理水の放流先の確保を求める意見など、抜本的な排水先の確保を求める意見が多数を占めていると判断することができる³。

しかし、仮に未計画地区について公共下水道を整備することとした場合には、概成までに約20年を要すると考えられ、その間の未計画地区の世

¹ 那珂市「那珂久慈流域下水道関連那珂市公共下水道の概要」(『那珂久慈流域下水道関連那珂市公共下水道事業変更計画説明書』p1～4)、平成26年3月

² 那珂市公共下水道供用開始面積の推移について(総務省「地方公営企業決算状況調査」に報告した数値をもとに作成)

³ 那珂市公共下水道事業審議会「生活排水に関するアンケート」集計結果の概要について」第23回審議会資料、平成29年11月

帯数の減少をはじめ、経済状況の変化や国庫補助制度の改正など、収益見通しの不確定要素が多数見込まれるところである⁴。

国は、平成38年度までに汚水処理人口普及率を95%以上とする目標値を掲げており、未計画地区においても可能な限り短期間で汚水処理を行うことができるよう取組みを進めていくことが必要である⁵。しかし、未計画地区は、公共下水道による整備では結果的に概成までに長期間を要することを考慮すれば、特に汲み取り槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を重点的に推進することが求められる。

しかし、短期間のうちに生活排水処理を可能とする合併処理浄化槽の転換を、未計画地区全域で現状の施策のまま推進したとしても、平成5年度から合併処理浄化槽設置補助事業を実施している中で、平成19年度をピークに減少していることを考えれば、今後新たに汲み取り槽・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に転換されるかたは限定されることと思われる。

したがって、未計画地区については、速やかに「浄化槽台帳」を整備し、汚水処理の状況及び課題を適切に把握し、適切に汚水処理を行うことができるよう支援していく体制を整備することが必要である⁶。そのうえで、合併処理浄化槽の維持管理費の負担軽減策⁷や、必要に応じて処理水放流のための側溝等の整備の検討を引き続き行うべきであると考えられる。

一方で、未計画地区であっても人口密度が高い等の理由により比較的短期間に概成可能であり、かつ、十分な収益が見込める地区については、公共下水道の整備による汚水処理を行うことも引き続き検討すべきである。ただし、未計画地区のうち公共下水道の整備を行う区域を選定する際には、

⁴ 公共下水道事業・農業集落排水整備事業・浄化槽の比較検討については、那珂市公共下水道事業審議会「公共下水道等の整備に係る現状と課題について」（第20回審議会資料、平成28年10月）等において、各方法の収支状況・汚水処理人口普及状況・有収水量・一般会計からの繰出金等の比較等により検討を進めた。

⁵ 国土交通省・農林水産省・環境省「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（平成26年1月）には、平成24年度末の全国の汚水処理人口普及率が88%を超えたことを踏まえ、中期（10年程度）での早期整備と共に、長期（20～30年）での持続的な汚水処理システム構築を目指す旨が示されている。このなかでは、集合処理及び個別処理の比較のほか、集合処理区域同士の接続についても比較検討することが例示されている。

⁶ 環境省廃棄物対策課浄化槽推進室「浄化槽台帳システムの整備導入マニュアル 第2版」（p1～22、平成27年3月）には、浄化槽台帳は浄化槽の適正な設置及び維持管理の確保を目的とするだけでなく、生活排水処理計画の見直しに活用するために既存の下水道台帳との連携を行うことが例示されている。

⁷ 環境省廃棄物対策課浄化槽推進室「市町村浄化槽整備計画策定マニュアル〈官民連携による浄化槽の積極的な普及促進に向けて〉」（p1～25、平成26年2月）には、整備手法別（個人設置型及び市町村設置型）の課題と対策例が例示されている。

実際に必要となる管渠等の施設の見通しや、使用が見込まれる世帯数等の状況を適切に把握するほか、将来の国庫補助制度などの改正の見通しも踏まえ、整備後も安定して汚水処理を行うことができる経営が可能かどうかを把握し、判断していくことが必要である。

このため、未計画地区の汚水処理は、汲み取り槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を速やかに進めることが必要である。そのうえで、未計画地区内で公共下水道の整備を行う際には、区域をさらに細分化し、整備後も安定して汚水処理を行うことができる経営が可能かどうか十分な予測を行ったうえで、区域ごとに判断することが適当と思われる。